

いわき方部水災害対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るため、いわき方部水災害対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- (2) いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- (3) 災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(運営)

第3条 協議会は、別紙-1に定める者で構成する。

- (1) 会長はいわき建設事務所長、副会長はいわき地方振興局県民部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- (2) 協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別紙-2に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長はいわき建設事務所企画管理部長、副幹事長はいわき地方振興局県民部県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、いわき建設事務所企画管理部管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年10月2日から施行する。

この要綱は、平成22年8月19日から施行する。

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

いわき方部水災害対策協議会構成機関

	構成機関
いわき市	危機管理監 生活環境部 生活排水対策室長 農林水産部長 土木部長 小名浜支所長 勿来支所長 常磐支所長 内郷支所長 四倉支所長 小川支所長
いわき市消防本部	いわき市消防本部消防長
県関係	いわき地方振興局 県民部長 いわき建設事務所長

いわき方部水災害対策協議会幹事会構成員名簿

(28. 6. 30改訂)

	構成機関
いわき市	総合政策部 危機管理課長 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課長 農林水産部 農地課長 同上 林務課長 土木部 道路管理課長 同上 河川課長 小名浜支所 市民課長 勿来支所 市民課長 常磐支所 市民課長 内郷支所 次長 四倉支所 市民課長 小川支所 次長 遠野支所長 好間支所長 三和支所長 田人支所長 川前支所長 久之浜・大久支所長
消 防	いわき市消防本部警防課長
県関係	いわき地方振興局 県民部 県民生活課長 勿来土木事務所長 いわき建設事務所 事業部 河川砂防課長 いわき建設事務所 企画管理部長 いわき建設事務所 企画管理部 管理課長

「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議に関する細則

いわき方部水災害対策協議会設置要綱の第2条（協議事項）の（4）「その他目的を達成するために必要な事項」に基づき、平成28年度より、いわき方部の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える水防災意識社会を再構築することを目的とした「水防災意識社会再構築ビジョン」について協議するものとする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に関する協議事項は、以下のとおりとする。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

いわき方部水災害対策協議会設置要綱の第3条（運営）の（2）に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたっては、別表－1の機関をアドバイザーとして出席を求めることができるものとする。

更に、いわき方部水災害対策協議会設置要綱の第4条（幹事会）の（3）に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の協議にあたっては、別表－1の機関をアドバイザーとして出席を求めることができるものとする。

別表－1

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
福島地方気象台

いわき方部水災害対策協議会設置要綱

(目 的)

第 1 条 近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害が発生し、多くの貴重な人命・財産が失われている。

このような豪雨から命を守るためには、「自らの命は自らの手で」という認識のもと、住民自らが危険を察知し迅速に避難するための危機管理意識を持つことが重要となる。

このことから、地域が連携した減災体制を構築することを目的として、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図るものとする。

また、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があることから、多様な関係者が連携して、いわき方部における洪水氾濫による被害等を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、いわき方部水災害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 水災害に対する防災意識の向上に関する事項。
- (2) いのちを守る防災情報の共有化と活用に関する事項。
- (3) 災害発生時に機能する地域の組織づくりに関する事項。
- (4) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災対策に関する事項

ア 対象河川は、いわき方部における二級河川とする。（詳細は、別表-1 のとおり。）

イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

ウ 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

エ 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

オ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

カ 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- (5) その他目的を達成するために必要な事項。

(運 営)

第 3 条 協議会は、別表-2 に定める者で構成する。

- (1) 会長はいわき建設事務所長、副会長はいわき地方振興局県民部長をもって充て、会長は協議会の議長を務める。
- (2) 協議会は会長が招集し、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置き、別表－3に定める者で構成する。

- (1) 幹事会は「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組、年間行動計画の策定、実施内容についての調整、その他水災害に関して必要な事項について協議する。
- (2) 幹事長はいわき建設事務所企画管理部長、副幹事長はいわき地方振興局県民部県民生活課長をもって充て、幹事長は幹事会の議長を務める。
- (3) 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び幹事会において、アドバイザーとして別表－4の機関の職員を招請する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、いわき建設事務所企画管理部管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

- 附則 この要綱は、平成21年10月2日から施行する。
この要綱は、平成22年8月19日から施行する。
この要綱は、平成27年6月29日から施行する。
この要綱は、平成28年6月30日から施行する。
この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

別表－1 協議会の対象河川

末続川	真似井川	死骨川	山田川
大久川	相川	矢田川	余木田川
小久川	小玉川	蔵持川	四時川
夏井川	荒神川	三沢川	荷路夫川
仁井田川	鹿又川	走熊川	上遠野川
原高野川	三坂川	岩崎川	根本川
赤沼川	滑津川	馬渡川	入遠野川
三夜川	山口川	水野谷川	折松川
白岩川	神下川	湯本川	戸草川
袖玉山川	吉野谷川	湯長谷川	大松川
高倉川	日渡川	渚川	深山口川
新川	弁天川	鮫川	蛭田川
宮川	諏訪川	中田川	障子川
高野川	神白川	渋川	
好間川	藤原川	江畑川	
茨原川	宝珠院川	天神川	
常住川	釜戸川	根小屋川	

計 64河川

別表－２ 協議会構成員

県 会 長 副会長	いわき建設事務所長 いわき地方振興局 県民部長
いわき市	いわき市長 危機管理監 生活環境部 生活排水対策室長 農林水産部長 土木部長 小名浜支所長 勿来支所長 常磐支所長 内郷支所長 四倉支所長 小川支所長
消 防	いわき市市消防本部消防長
気象庁	福島地方気象台長

別表－３ 幹事会構成員

幹事長 副幹事長	いわき建設事務所 企画管理部長 いわき地方振興局 県民部県民生活課長 勿来土木事務所長 いわき建設事務所 事業部河川砂防課長 いわき建設事務所 企画管理部管理課長
いわき市	総合政策部 危機管理課長 生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課長 農林水産部 農地課長 同上 林務課長 土木部 道路管理課長 同上 河川課長 小名浜支所 市民課長 勿来支所 市民課長 常磐支所 市民課長 内郷支所 次長 四倉支所 市民課長 小川支所 次長 遠野支所長 好間支所長 三和支所長 田人支所長 川前支所長 久之浜・大久支所長
消 防	いわき市消防本部 警防課長
気象庁	福島地方気象台 防災管理官

別表－４ アドバイザー

国土交通省	東北地方整備局河川部
-------	------------

